

広報ほんじょう おしらせ版



おしらせ

■市民課の日曜開庁をお休みします

第7次住居表示の実施に伴い、システムの入れ替えを行います。このため、市民課の日曜開庁を次のとおりお休みします。

休業日 8月4日(日)

※パスポートの交付業務は実施しません。(午前8時30分～正午)

※戸籍の届出は、通常どおり休日夜間受付窓口で受け付けます。

★市民課 ☎25 1 1 1 3



■本庄市指定給水装置工事事業者の指定・休止のお知らせ

○事業者の指定

・株式会社並木設備工業(熊谷市玉井1823 ☎048-532-6339)

・株式会社タバタ設備(栄2-2-3 ☎228802)

○事業者の休止

・福島工業株式会社(北堀1509 ☎233614)

★水道課 ☎222151

「本庄市空き家等の適正管理に関する条例」を10月1日から施行します

市では、空き家等の管理を適正化することにより、倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止し、衛生上の支障を除去し、安全で安心な住環境を確保するため、「本庄市空き家等の適正管理に関する条例」を制定しました。

○条例の主な内容

- ・空き家等の所有者等は、空き家等が管理不全な状態(※1)にならないよう、自己の責任において適正に管理する責務があります。
- ・市民等は、管理不全な状態であると思われる空き家等の情報を市に提供することができます。近くに管理不全な状態と思われる空き家等がある場合、又は発見したときにはご連絡ください。
- ・市は、管理不全な空き家等の調査を行います。
- ・市は、空き家等が管理不全な状態であると認めたときは、所有者等に対して指導や勧告を行い、それらに応じない場合は命令をすることができます。
- ・所有者等が正当な理由なく命令に従わない場合は、市は所有者の氏名等を公表することができます。
- ・市は、市民の安全を守るため、特に危険な状態にある建築物を除却する所有者等に補助金(※2)の交付ができます。

※1 管理不全な状態とは、老朽化等により建築物等が倒壊する状態、建築材料が脱落や飛散することにより市民等に被害を及ぼす状態、建築物等に容易に侵入され、犯罪や火災等を誘発する恐れがある状態等のことをいいます。

※2 補助金の詳細については、広報ほんじょう8月号でお知らせします。

○所有者等のみなさんへ

- ・敷地・建物内に他人が勝手に出入りできないように、施錠などを行ってください。
- ・建築材等がはがれ落ちて、飛散し、周辺住民や通行人などに危害を与えないよう適正な管理を行ってください。
- ・敷地内の草木や雑草が繁茂しないよう管理を行ってください。
- ・家屋等を空き家にする場合は、近隣の人に連絡先を伝えるなどの対応をお願いします。

*お問い合わせは下記へ

★都市計画課 ☎(25)1136

～本庄市国民健康保険加入者のみなさんへ～

★保険課 ☎(25) 1 1 1 6、市民福祉課 ☎(72) 1 3 3 3

国民健康保険限度額適用認定証の更新のご案内

本庄市国民健康保険に加入して「国民健康保険限度額適用認定証（又は限度額適用・標準負担額減額認定証）」をお持ちの方は、認定証の有効期限が7月末日までとなっています。

8月以降も引き続き制度を利用したい人は、忘れずに更新の手続きをしてください。

なお、入院治療や高額の外來診療がない場合には、更新の必要はありません。

更新期間 7月25日(木)～8月30日(金)

受付場所 保険課（市役所1階）、市民福祉課（総合支所仮庁舎）

用意 国民健康保険被保険者証、印鑑（朱肉を必要とするもの）

《限度額適用認定証について》

国民健康保険に加入している人が入院治療、又は高額な外來診療を受ける場合に、限度額適用認定証を病院の窓口へ提示することで、所得区分に応じた負担額までの支払いとなります。

今後、入院や高額な外來診療の予定がある人は、今回の更新期間を過ぎても申請できますので、ご利用ください。（ただし、認定証の有効日は、申請した月の初日になりますのでご注意ください。）

なお、年齢が70歳以上74歳以下で住民税課税世帯の方は、「高齢受給者証」を提示することにより自己負担限度額までの支払いで済みますので、申請は不要です。

※国民健康保険税に滞納があると、認定証の交付を受けられないことがあります。また、世帯員の中に転入や未申告等により所得不明者がいる場合には、正しい所得区分の認定証が発行されないことがあります。

高齢受給者証の発送について

70歳から74歳までの国民健康保険加入者に高齢受給者証を交付しています。これには医療費の自己負担割合が記載されているため、医療機関受診の際には保険証と併せて提示が必要です。これから70歳になる人は、高齢受給者証の適用は70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人はその月）からになります。高齢受給者証は誕生月の月末（1日が誕生日の人は前月末）に発送しています。また、毎年8月1日に更新されるため、新しい高齢者受給証は7月下旬に郵送します。

医療機関の適正受診にご協力ください

かかりつけ医を持ちましょう

風邪などの軽い病気であれば、大きな病院でも身近な開業医でも治療内容にほとんど変わりはありません。自宅近くの開業医をかかりつけ医に選び、必要な場合に適切な医療機関を紹介してもらいましょう。

重複・頻回受診はやめましょう

重複受診をすると、その度に初診料がかかるだけでなく、何度も検査や処置、投薬などを行うことで、体にも負担がかかります。自己判断で同じ病気でいくつもの医療機関を受診するのはやめましょう。

なお、医療機関や接骨院・整骨院等への重複・頻回受診者に、文書で治療内容等を照会させていただいています。

ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品は新薬と同様に、薬事法に基づいて厚生労働省から承認されている薬で、安全性も効き目も立証されています。市ではジェネリック医薬品に変更した場合に、自己負担額が安くなる人に差額を通知しています。医師や薬剤師に相談し、積極的に活用しましょう。

※医師の指示により、変更できないこともあります。

接骨院・整骨院等は正しく受診しましょう

近年、気軽に使える接骨院・整骨院等を受診する人が増え、医療費も増加しています。症状の改善が見られず、施術が長期にわたる場合には、内科的要因（けがではなく、病気による痛みが原因）も考えられますので、医療機関で医師の診断を受けましょう。

年に1度は検診を受けましょう

病気の発見が遅れると、病気が進行するばかりでなく、治療期間の長期化や医療費の負担増にもつながります。病気の予防、早期発見、早期治療のためにも、年に1度は特定健診や人間ドックを受けましょう。健康状態は生活習慣や加齢とともに変化するため、毎年継続して受けることが大切です。

なお、5月下旬に、40歳以上の対象者へ特定健診の受診券を発送しました。まだ、申し込みをしていない人は忘れずに申し込みましょう。



だまされないで！

危ない投資勧誘！

高齢者を中心に未公開株やファンド等の投資被害が多発しております。おかしいな？と思ったら、迷わずご相談ください。

★財務省関東財務局証券監督第1課 ☎048-613-3952

79

★農業委員会事務局 ☎2511

力をお願いします。

■農地パトロールを実施
農業委員会では、不耕作地等の現状を把握し、遊休農地の解消に取り組むため、7月中旬から8月上旬まで農地パトロールを行います。農地への立ち入り等にご理解とご協力をお願いします。

★東京電力(株)埼玉カスタマーセンター ☎0120-995-442

■東京電力ホームページで「停電情報」を確認できます
東京電力では、サービス区域内で停電が発生した場合、停電地域や復旧見込み時間などの情報をホームページ (<http://teideninfo.tepco.co.jp/>) でお知らせしています。
※携帯電話からも利用できます。

■対象地域において有害獣の捕獲を実施

中山間地域を中心に、イノシシなどによる農作物への被害が発生しているため、市では児玉猟友会の協力により有害獣捕獲を実施します。

期間中は、くくりわな・箱わな・銃器など、主にわなを使用した駆除を行いますので、山林等に入る際にはご注意ください。

なお、捕獲のため、関係区域内のみなさんの所有地に立ち入らせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

日時 7月21日(日)～10月8日(火) (日の出から日没まで)

※例年より1か月程早く開始します。

区域

児玉町高柳・児玉町飯倉・児玉町宮内・児玉町塩谷・児玉町秋山・児玉町小平・児玉町太駄・児玉町河内・児玉町稲沢・児玉町元田・児玉町下真下・児玉町下浅見の全域、及び児玉町金屋、児玉町八幡山の一部

捕獲対象獣

イノシシ、シカ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、キツネ、ノウサギ

※わな設置場所は、大変危険

です。わなを示す看板付近には、立ち入らないようお願いいたします。

※ペット等を放し飼いにしている場合は、ご注意ください。

★農政課 ☎25 1 1 7 7

■単独浄化槽・汲み取り便槽をお使いのみなさんへ

市では、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を浄化槽に入れ替える場合、一定の条件を満たすものに補助金を交付しています。

なお、新築等に伴う浄化槽の設置は、補助対象外です。ご注意ください。

補助対象地域(次の区域を除く区域)

・「本庄市生活排水処理施設整備構想」に規定する、公共下水道事業対象区域、及び農業集落排水事業対象区域
・一基の浄化槽を用いて集合処理している区域

補助対象要件

専用住宅(販売・賃貸目的でないもの。住宅部分の面積が二分の一以上の併用住宅も含む)に設置される10人槽以下のもの

補助金額

浄化槽設置工事に要する費用(既設の単独処理浄化槽

及び汲み取り槽の撤去等に要する費用も補助対象となる場合があります。)

※補助対象工事は、平成25年度中に着工し、平成26年3月10日までに実績報告書を提出できるものに限られますので、ご注意ください。

※補助金申請前に工事を開始した場合、補助対象外となります。
*申請を希望する人は、事前に左記へお問い合わせください。

★環境推進課 ☎25 1 1 7 3、環境産業課 ☎72 1 3 3 4

催し

■前原児童センター「夏の工作教室」を開催

日時 8月17日(土) 午前10時～
内容 牛乳パックでペン立てを作る

対象

市内在住の小学生

定員

10人(先着順)

費用

無料

用意

牛乳パック4本(中を洗い、開いて乾かしたもの)

申込

8月3日(土)から電話又は直接左記へ
★前原児童センター ☎21 9 8 2 0

■「夏休み布の工作教室」を開催

日時 8月10日(土) 午後1時30分～3時30分
内容 布で「あおむし」を作り、完成した作品と「はらぺこあおむし」の絵本を使い「読み聞かせ」などをして遊ぶ

会場

セルデイ2階大会議室

対象

市内在住の小学生

定員

30人(先着順)

参加費

無料

用意

はさみ

申込

7月20日(土)から電話又は直接左記へ

★図書館児玉分館 ☎73 1 7 8 3

■「夏休み親子の料理教室」を開催

手作りならではの楽しさやおいしさを体験し、食の大切さを見直してみよう。
日時 8月20日(火) 午前9時30分～午後1時30分

会場

児玉保健センター

講師

市食生活改善推進員

対象

市内在住の小学生と保護者

定員

12組(先着順)

費用

250円(1人当たり) 用意 エプロン、三角巾(バ

ル、筆記用具、上履き
申込 7月29日(月)から電話又は直接左記へ
★本庄市保健センター ☎24 2 0 0 3

■「親子で飯ごう炊さん・カレー作り体験」を開催

親子で飯ごうを使った自炊体験やカレー作りをして、アウトドアライフを楽しみましょう。

日時 8月10日(土) 午前10時～午後3時

会場

ふるさとの森公園パーベキュー広場

対象

市内在住の小学生と保護者

用意

手拭きタオル・運動靴

定員

10組(先着順)

費用(サラダ・デザート・飲み物付)

大人 300円

子ども 200円

※申し込みは、8月1日(木)から電話で公園指定管理者清香園・東京ドームスポーツ共同体代表者・(株)清香園(☎22 3 4 1 4)へ

★都市計画課 ☎25 1 1 3 7



■調理実習「この夏 発酵食品で夏、バテ知らず!」を開催

身近な発酵食品のパワーを上手に活用して、暑い夏を乗り切りましょう。
日時 8月9日(金) 午前9時30分～正午

会場 本庄市保健センター
講師 本庄市保健センター管理栄養士

対象者 市内在住者
定員 15人(先着順)
費用 無料

用意 エプロン、三角巾(バングナ等で可)、手拭きタオル、筆記用具

申込 7月30日(火)から電話又は直接左記へ
★本庄市保健センター ☎242003



募集

■戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者を募集

(一般財団法人) 日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省から

補助を受け実施しており、先の大戦で父等をなくした戦没者の遺児を対象に、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的にしています。

参加費 9万円
※集合場所までの往復交通費、帰国時宿泊代、渡航手続手数料等は含まれていません。

※参加費は、燃料費の高騰、円安等諸般の事情により値上げする場合があります。

実施地域

- ・ 広域地域
 - 旧ソ連、中国(1次)、マリアナ諸島、東部ニューギニア(1次)、ボルネオ・マレー半島、トラック・パラオ諸島、ソロモン諸島、フィリピン(1次)、ミャンマー・ベトナム(1次)、台湾・パシフィック、ミャンマー・インド(2次)、東部ニューギニア(2次)、フィリピン(2次)、中国(2次)
- ・ 特定地域
 - 西部ニューギニア、ビスマーク諸島、マーシャル・ギルバート諸島

★(一般財団法人) 日本遺族会事務局 ☎03-3261-5521

■「本庄市子ども・子育て会議委員」を募集

市では今後2年をかけて、子どもへの教育、保育、子育て支援を総合的に促進する計画を策定していきます。この子ども・子育てに関する主要な施策に関し調査審議をする「本庄市子ども・子育て会議委員」を募集します。

応募資格 (次の①②を満たすこと)
①平成25年4月1日現在20歳以上の市内在住者

②小学校就学前の子どもの持っ保護者
※ただし、幼稚園、保育園に就園していない子どもの保護者に限りません。

募集人数 2人
任期 9月1日(日)～平成27年8月31日(月)

報酬 会議の出席1日につき6,200円
※会議の開催は不定期です。

なお、会議開催中は、無料託児を行います。

選考方法 書類審査及び書類審査合格者の面接審査

応募方法 履歴書(任意様式)に必要事項を記入し、「これからの子ども・子育て支援」をテーマとした800字程度の小論文を添えて、

左記へ郵送又は持参
※応募にあたっての費用は、応募者の負担とし、応募書類の返却はできません。

応募先 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3
本庄市役所子育て支援課
応募締切 8月9日(金)(必着)

*お問い合わせは左記へ
★子育て支援課 ☎251130

■「ふれあい芸能まつり」出演団体を募集

県民の日協賛事業として、11月10日(日)に本庄市民文化会館で開催する「ふれあい芸能

まつり」の出演団体を次のとおり募集します。

参加費 1万円
申込 7月22日(月)から8月2日(金)の間に申込用紙を配布しますので、申込用紙に記入のうえ、コミュニティーセンターへ直接持参してください。

※申し込み多数の場合は抽選となります。

*お問い合わせは左記へ
★本庄市コミュニティーセンター ☎217688

～夏休みの移動図書館～

★図書館(本館) ☎(24)3746

本庄東小	7月31日(水)	午前10時～11時
本庄西小	8月9日(金)	午前10時～11時
藤田小	8月1日(木)	午前10時～11時
仁手小	7月30日(火)	午前9時45分～10時30分
旭小	7月23日(火)	午前10時～11時
北泉小	8月2日(金)	午前10時30分～11時10分
本庄南小	8月7日(水)	午前10時30分～11時30分
中央小	7月18日(水)	午後1時～2時
児玉小	8月8日(木)	午前9時30分～10時30分
秋平小	7月25日(木)	午前11時～正午
共和小	8月6日(火)	午前10時10分～11時10分